

件名	知事及び副知事の給料の減額に関する条例							
主管課	人事課							
根拠法令等	地方自治法							
<p>【改正の概要】</p> <p>JA西宇和の光センサー選果機の不適正入札問題に関して、平成12年に県職員が高額落札であることを黙認したことにより、国から補助金を不正受給したこと及び平成15年2月の農林水産部の調査においてその事実が判明していながら、組織的に隠ぺいが行われ、後日、発覚したことにより、県民の県政に対する信頼を損ねたことに関し、知事及び副知事としての責任を取って減給処分を行うため、制定</p> <p>1 知事について</p> <p>(1) 減額期間 平成15年11月分から平成16年4月分まで</p> <p>(2) 減給内容 平成15年11月分から平成16年3月分 知事等の給与の特例に関する条例(平成14年愛媛県条例第5号)第1条本文の規定による給料月額(5%カット後の額)からその10分の1を減じる。 平成16年4月分 特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例(昭和28年愛媛県条例第7号)別表第1の規定による給料月額からその10分の1を減じる。</p> <p>2 副知事について</p> <p>(1) 減額期間 平成15年11月分及び同年12月分</p> <p>(2) 減給内容 知事等の給与の特例に関する条例(平成14年愛媛県条例第5号)第1条本文の規定による給料月額からその10分の1を減じる。</p>								
施行日	公布日							
<p>【その他参考事項】</p> <p>減給処分の内容</p> <table border="0"> <tr> <td>知事</td> <td>減給10分の1</td> <td>6月</td> </tr> <tr> <td>吉野内副知事</td> <td>減給10分の1</td> <td>2月</td> </tr> </table>			知事	減給10分の1	6月	吉野内副知事	減給10分の1	2月
知事	減給10分の1	6月						
吉野内副知事	減給10分の1	2月						